

2. 柔軟性のある運営を可能に

中期目標に想定を超えた業務は記載されていない。

事例：東日本大震災における災害関連環境研究は、「中期目標」には、記載がなかった。

一般的にも、研究開発業務においては、

- ・科学分野の新知見や発見により、研究課題が変化する。
 - ・新しい分析法、測定法の開発などにより、喫緊の取り組むべき新分野が生まれる。
 - ・新たな社会的課題が突如生まれる(災害など)。
- 想定外(unthinkable)事態への対応が、研究分野によっては、社会から求められる。

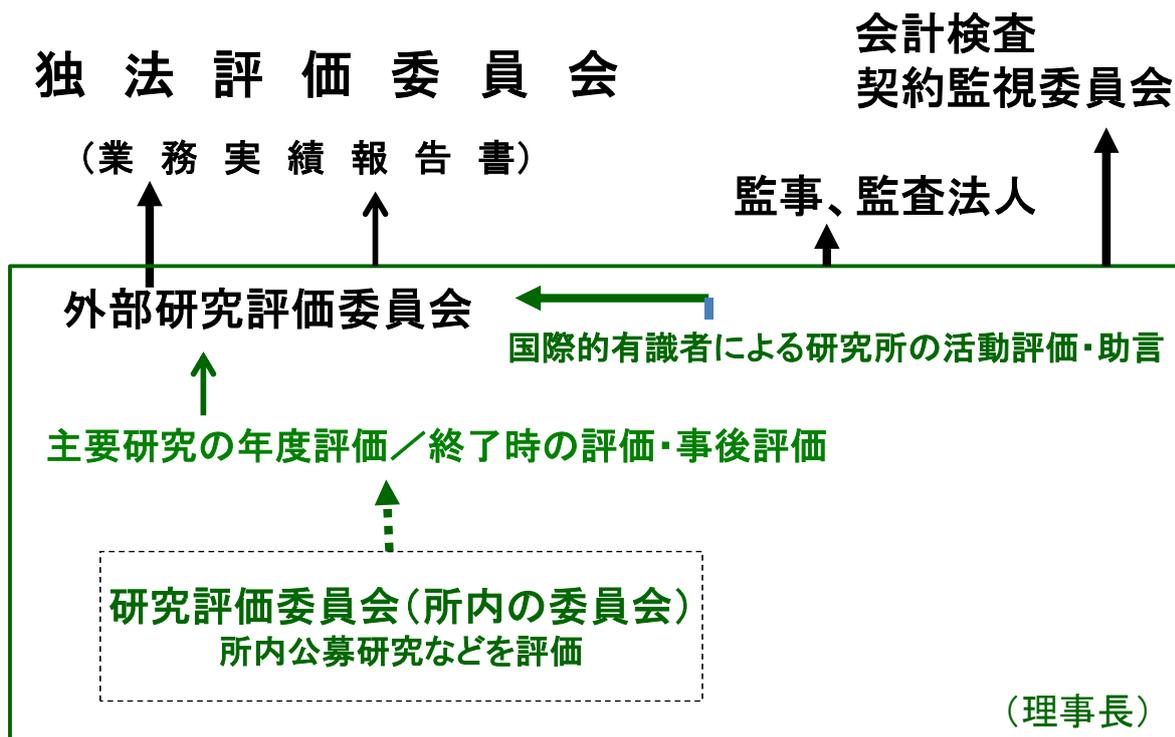


- ・柔軟な対応の素地として、中期目標の期間を長くすること、目標は業務の基本的な理念と責務に限る、などが必要。
- ・施設の老朽化等への予算措置、大型機器の故障など、予算の柔軟な運用も必要。(つくば研究学園都市開発から40年近く経過)

13

3. 研究開発業務に即した評価へ

現行の体制



14

研究開発業務の評価：

自己点検評価を原則とし、その評価結果を、第3者で構成される法人評価の委員会が、評価する体制が好ましい。

すなわち、研究開発業務という特性上、専門家による peer review 型 で実施すべきである。これは、現行の「外部研究評価委員会」を、法人として理事長が組織し、その評価結果を上位の独法評価委員会へ報告する形と同じである。有意義で実質を伴った評価手法を法人自身が工夫できることが重要である。

法人運営の検査と評価：

現行では、独法評価委員会の評価、会計検査院の検査、契約監視委員会の検査、監事監査、監査法人による監査、などがある。新法人制度においてはより重複感のない設計が望まれる。

15

事例：

国際的有識者による研究所の活動評価・助言（国立環境研究所HPより）

国立環境研究所では、国際的な視点から研究所の活動を、機動的、効果的、効率的に評価するため、多様な環境研究分野における国際的有識者を招聘し、研究所の重要な活動について助言を得ることとしています。



実施報告

- [第1回（平成24年5月28日）シルバーゲルド教授（ジョンズ・ホプキンス大学／アメリカ）](#)
専門分野：毒性学およびその環境・労働衛生政策への適用 [321KB]
- [第2回（平成24年7月23日）ビスバナタン教授（アジア工科大学／タイ）](#)
専門分野：持続可能な生産および消費、産業環境管理、排水およびその処理 [341KB]
- [第3回（平成24年7月27日）ラウ博士（環境保護庁／アメリカ）](#)
専門分野：神経科学、毒性学、奇形学 [305KB]
- [第4回（平成24年9月12日）フリーマン教授（スコットランド大学共同環境研究センター／イギリス）](#)
専門分野：同位体生物地球化学、同位体の生化学・医学等への利用研究推進 [332KB]
- [第5回（平成24年11月21日）シュラーズ教授（ベルリンフリー大学／ドイツ）](#)
専門分野：比較政治学、環境ガバナンス、気候変動政策及び政治学 [283KB]
- [第6回（平成25年1月31日）グランビル博士（国際持続可能開発研究所／カナダ）](#)
専門分野：戦略的企画開発、科学教育、教育政策 [287KB]

16

4. 人材が確保できる制度へ

組織は、人がすべて。
世界と日本の若い人が魅力を感じる組織へ。

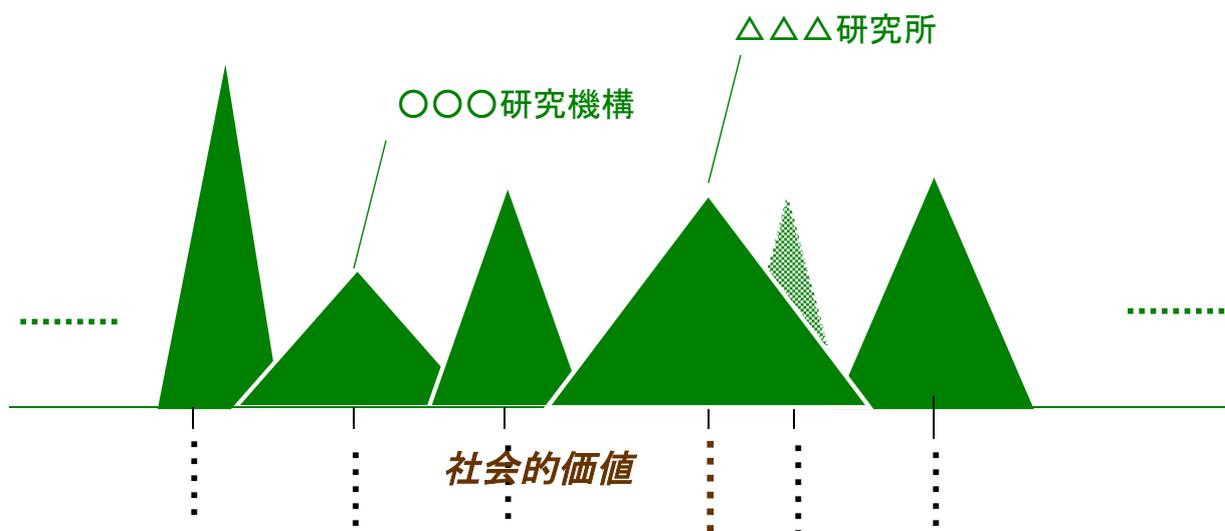
研究者のみならず、高度な専門技能者、優秀な実験研究支援者、研究運営支援者など、幅広い人材の確保と育成が、世界へ貢献する成果を生み出すための決定的要件である。

- ・長年にわたる独法人件費1%一律削減による常勤職員数減少の回復と増員を。
- ・雇用形態、給与体系の自主的工夫が可能な制度へ。(年俸制もそのひとつ。)
- ・民間企業、海外との効果的な人事交流を支障なく進めることのできる人事・給与体系など。
- ・ラスパイレス指数に代わる賃金評価指標の工夫など。

17

5. 世界に誇る公的研究開発機関群へ

社会的価値実現のための多様な研究開発機関の連山の形成
= 日本国の魅力



個々の研究開発法人の特性を、最大限に生かした法人運営により、世界と日本の若い世代に、魅力的な研究開発機関の連山を提供する。

新たな研究開発法人制度の必要性

2013年11月12日
三菱電機株式会社
相談役 野間口 有

1

【国立研究開発法人制度の必要性】

- 現在、世界は科学技術イノベーション競争の時代である。この競争は、企業間競争、研究機関間競争の域を越え、国・地域間競争となっている。
- 科学技術の進展は、多くの恩恵を人類社会にもたらしたが、反面、気候変動、資源問題など難しい課題を発生せしめている。
- 更なる恩恵の拡大、難しい課題の解決は、大学や企業の取組みでは十分ではなく、公的研究機関も参加して国家戦略として研究開発を推進することが、その国の持続的発展のために不可欠である。
- 上記に資する国立研究開発法人制度の創設が必要である。

2

【現行制度の問題点】

- これまでの研究開発制度の見直しの議論に参加して、そして、産業技術総合研究所の理事長職を通して、独法化による改善(注)は図られたものの、見直しの必要性が残っていることを痛感している。(注)参考資料参照
- なぜ見直しが必要なのか。
 1. 人材交流； 国内の人材流動化・国外との交流、ブレインサーキュレーション(含むアジア)
 2. 調 達； 国・地域間の最先端の競争の視点、研究の実態に合わせた調達
 3. 研究力強化、経営柔軟化・効率化； 自己収入の積立再投資、寄付拡大、予算執行の柔軟化など

等々

3

【新たな制度設計に向けて】

- 現行の制度でも理事長の裁量で出来る、勇気があれば出来る、とは言うものの、それを許さない見えざる大きな壁がある。
- これらを突破しやすくする新たな制度設計が必要である。効果の最大化・経営の柔軟化・研究開発マネジメントの最適化に向けて、創意工夫を促す・創意工夫を評価する、インセンティブが働く制度設計が望まれる。
- 行政業務型と研究開発型の組織では上記のような課題への対応の必要性が異なるため、既存の制度にとらわれない研究開発に特化した国家戦略を担う国立の研究開発機関のための新たな制度の創設が必要と考える。

4

【独法移行後の産総研運営の特長】

(1) 人事

- ・国の定員管理の対象外となり、トップレベル研究者等を柔軟かつ戦略的に採用
- ・非公務員化後(平成17年4月～)は、兼業についても産総研独自にルール設定

(2) 予算関連

- ・運営費交付金については、中期目標期間内の繰越や複数年契約が可能
- ・積極的な外部資金獲得が可能(平成23年度は競争的資金、民間資金等で249億円を獲得)

(3) 組織・制度

- ・機動的な内部組織の改編が可能となり、本格研究等の各種ニーズに早急に対応
 - ▶ 研究ユニットを柔軟に改廃。また、連携・融合を推進するイノベーション推進本部を設置
- ・産学官連携、ベンチャー創出、知財活用、専門人材育成等に関する制度等を独自に構築
 - ▶ ベンチャー115社(IPO 1社、M&A 10社)、実施契約件数約800件/年
 - ▶ イノベーションコーディネータ(80名)を配置
 - ▶ 計量研修、イノベーションスクール、生命情報科学人材養成プログラム等
計約1500人/年を育成

(4) 活動に対する評価

- ・経済産業省による中期目標の策定、産総研による中期計画及び年度計画の策定、それに対する評価委員会(経済産業省、総務省)による評価により、産総研における国の政策対応への取組などを外部の目から評価
- ・中期目標、中期計画、年度計画、評価結果については、全て公開

出典：2013-3-25 自由民主党政務調査会 科学技術・イノベーション戦略調査会 研究開発力強化小委員会 産総研ヒヤリング資料より抜粋